

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第 1 2 条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1. 目的

本業務は、母川の流域環境等の実態を把握するため、生物調査（魚類、底生動物、植物、鳥類、両生類・爬虫類・哺乳類、陸上昆虫類）等を行い、河川環境情報図を取りまとめるものである。

2. 業務内容

（1）打合せ

打ち合わせ協議は、原則として着手時 1 回、中間時 1 回、成果納品時 1 回の計 3 回とする。

（2）河川環境調査

1）計画準備

事前に現地踏査を行い、調査方法、調査時期、調査地点の選定等を行ったうえで、効率的な現地調査計画書を作成する。また、必要書類について準備を行う。

2）事前調査

既往文献調査及び関係機関等への聞き取り調査（関係機関協議）を実施し、調査結果のとりまとめを行う。

3）現地調査

◆魚類調査

現地調査は、投網、タモ網等による調査を行い調査範囲内における魚類の生息状況を把握する。

調査範囲は、S t. 1～3とする。

調査時期は、夏季の 1 回とする。

重要種（レッドリスト記載種）が確認された場合は確認位置、個体数、サイズ等を記録する。

◆底生動物調査

現地調査は、タモ網等による定性採集を行い、調査範囲内における底生動物の生息状況を把握する。

調査範囲は、S t. 1～3とする。

調査時期は、夏季の 1 回とする。

重要種（レッドリスト記載種）が確認された場合は確認位置、個体数、サイズ等を記録する。

同定は、現地で同定できる程度とする。

◆植物調査

○植物相調査

現地調査は、調査範囲を踏査し、生育する植物種を目視により確認、記録する。

調査範囲は、S t. 1～3とする。

調査時期は、夏季（8 月：水草等を対象）、秋季（1 0 月：秋季開花植物を対象）の 2 回とする。

重要種（レッドリスト記載種）が確認された場合は確認位置、個体数、生育状況等を記録する。

○植生図調査

河川環境情報図の基図となるUAV写真撮影によるオルソ画像（秋季撮影）と現地調査により植物群落を反映した植生図作成する。

調査範囲は、St. 1～3とする。

調査時期は、秋季の1回とする。

◆鳥類調査

現地調査は、調査範囲内を観察・移動しながら目視と鳴き声の確認により行い、鳥類の生息状況を把握する。

調査範囲は、St. 1～3とする。

調査時期は、夏季（繁殖期）、秋季（秋渡り期）の2回とする。

重要種（レッドリスト記載種）が確認された場合は確認位置、個体数、生育状況等を記録する。

◆両生類・爬虫類・哺乳類調査

現地調査は、調査範囲内を任意に歩きながら、目撃や鳴き声、脱皮殻等のフィールドサイン、トラップ法等により個体を確認する。

調査範囲は、St. 1～3とする。

調査時期は、夏季、秋季の計2回とする。

重要種（レッドリスト記載種）が確認された場合は確認位置、個体数、生育状況等を記録する。

◆陸上昆虫類調査

現地調査は、任意採集法を基本としたライトトラップ法、ピットフォールトラップ法などを併用することで、調査地区周辺における陸上昆虫類の生息状況を把握する。

調査範囲は、St. 1～3とする。

調査時期は、夏季、秋季の計2回とする。

重要種（レッドリスト記載種）が確認された場合は確認位置、個体数、生育状況等を記録する。

4) 調査結果とりまとめ

対象区間における生物環境（魚類、底生動物、植物、鳥類、両生類・爬虫類・哺乳類、陸上昆虫類）、河川環境についてとりまとめ、河川環境情報図を作成する。

(3) 成果報告書作成

調査成果とりまとめおよび検討結果等について成果報告書として分かりやすくとりまとめる。